

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

七四

告 示

○救急病院等を定める省令により救
急病院を認定した件

七四

○土地改良法により換地計画を定め
た件

七四

○漁業災害補償法による届出に係る
特定第二号漁業者の同意について
規定する要件に適合すると認める
件

七四

○肥料の登録の有効期間を更新した
件

七四

○道路の区域を変更する件二件

七五

○道路の供用を開始する件二件

七五

○自動車専用道路を指定する件

七六

○土地区画整理法により換地処分を
した旨届出があった件

七六

○都市計画事業の事業計画の変更を
認可した件

七六

○二級建築士試験の受験資格を定め
る件の一部を改正する件

七七

公 告

○一般競争入札を行う件

七七

○県営土地改良事業の工事が完了し
た件

七六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

福島県規則第九十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

る規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭

福島県知事 佐藤雄平

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第二株式会社福島銀行の項中「東館支店」を「矢祭支店」に改め、同表いわき中
部農業協同組合の項中「渡辺支店」を「本店、渡辺支店」に改める。

附 則

この規則中別表第二いわき中部農業協同組合の項の改正規定は公布の日から、同表株
式会社福島銀行の項の改正規定は平成二十年十二月一日から施行する。

(出納総務課)

告 示

福島県告示第七百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
次の病院を平成二十年十一月十八日救急病院として認定した。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

所在地

社会福祉法人恩賜財団 伊達郡川俣町大字鶴沢字川端

平成二十三年二月一七日

濟生会支部福島県濟生会

二一四

濟生会川俣病院

(医療看護課)

福島県告示第七百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
津島地区の県管区画整理事業に係る沼和久換地地区の換地計画を定めた。この定めに係る
関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十二月一日から

(二十二日間)

三 縦覧の場所

双葉郡浪江町役場

(農地管理課)

福島県告示第七百八十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第百八条第五項において準用する

同法第百五条の二第三項の規定による発起人遠藤松男ほか一名からの平成二十年十月二十九日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第七百九十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 種類名	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量				
821	混合有機質肥料 混合有機質肥料 パー	3.0	8.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	大栄物産株式会社	東京都江東区佐賀一丁目7番5号	平成23年12月1日

(農業総合センター)

福島県告示第七百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	変更後
県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町大字長田字手洗川西三三三六	変更前 A 八・〇〇 二一〇・〇	変更後 延 (メートル) 一、一三〇・〇

番二〇地先から
同郡同町大字三ツ和字長老山三四八七番一地先まで

変更後	B 一五・〇〇 一〇〇・〇	一、〇七二・五
	A 八・〇〇 二〇・〇〇	一、一三〇・〇
	B 一五・〇〇 五四・〇	一、〇七二・五

(道路計画課)

福島県告示第七百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	変更後
県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町字堤下六四五一番一地先から 同郡同町字諏訪東六七二八番一地先まで	変更前 一二・五〇 九一・五	変更後 一二・五〇 三〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-----	---------------	---------------

県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町大字長田字手洗川西三八三六番一〇地先から 同 郡同 町大字三ツ和字長老山三四八七番一地先まで	平成二〇年一月二八日
----------	--	------------

(道路計画課)

福島県告示第七百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町字堤下六四五一番一〇地先から 同 郡同 町字諏訪東六七二八番一〇地先まで	平成二〇年一月二八日
----------	--	------------

(道路計画課)

福島県告示第七百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字宮ノ前六六番一〇地先から 同 郡同 村大字吉字境田八八番五六地先まで	平成二〇年一月二八日
---------	---	------------

福島県告示第七百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定により、坂下西第二土地区画整理組合から会津坂下都市計画事業坂下西第二土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(まちづくり推進課)

福島県告示第七百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称
福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
県北都市計画下水道事業（福島市流域関連公共下水道）
- 三 事業認可の年月日
昭和六十二年九月二十九日
- 四 事業施行期間
昭和六十二年九月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分

都市計画事業の変更を認可した件（平成十八年福島県告示第五百二十七号）の事業地に福島市飯坂町平野字中原、字田下、字石堂、字江添、字西海枝及び字明神脇、冲高字東原、町庭坂字小道、字柿ノ下及び字小峠、大森字馬場、字中町、字経塚及び字日ノ下並びに永井川字北谷地、字向雷、字中西田、字雷、字竹ノ内及び字光白の区域を加える。

同事業地に福島市飯坂町平野字鯖野、字屋敷内、字坂ノ上、字屋敷前、字上ノ原、字道添、字北原、字下原、字東原、字壇ノ東、字明堂下、字西石堂、字発股内、字西海枝屋敷、字西海枝前及び字八升蒔、飯坂町字佛坂及び字五郎兵衛、冲高字堰添、字穴田、字樋越、字吉原、字西原及び字上川原、町庭坂字中通、字内町、字堀ノ内、字新町、字畑外、字狐林、字下花沢、字町尻、字町下、字松ノ下及び字長林、仁井田字竹ノ花及び字谷地南、吉倉字八幡、成川字台、大森字土手内、字北内町、字中町裏、字南中道及び字下原田、永井川字北原田、字南原田、字鎌ヶ淵、字寺屋敷、字榎内、字向光白、字木野田、字土橋及び

使用の部分

び字五治郎内並びに田沢字神ノ前、字木曾内入、字中ノ町、字木曾内前、字壇ノ前、字銅屋前及び字宮ノ前の各一部の区域を加える。
 同事業地のうち福島市飯坂町平野字石堂前、字道下及び字明神町、八木田字北ノ内、吉倉字谷地、方木田字水口、大森字下町、字本町、字塚越、字本町裏、字西ノ内、字唐橋及び字増、永井川字統堀、字松木下及び字沢田並びに太平寺字増屋敷及び字一本柳の各一部の区域を全部の区域に改める。
 同事業地のうち福島市飯坂町平野字東石堂及び字堂ノ前、八木田字神明、吉倉字名倉並びに大森字東滝ノ前の各一部の区域を変更する。
 なし

(下水道課)

福島県告示第七百九十八号

二級建築士試験の受験資格を定める件(昭和五十三年福島県告示第五百十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

第二号中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「第十五条による専修職業訓練校、同法第十六条による高等職業訓練校、同法第十八条による身体障害者職業訓練校又は同法第二十四条による認定職業訓練」を「による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは事業者等が知事の認定を受けて職業訓練を行う職業訓練施設、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号。第八号及び第九号において「平成四年改正法」という。)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練校、技能開発センター若しくは障害者職業訓練校、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十一号)による改正前の職業能力開発促進法による身体障害者職業訓練校又は職業訓練法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十号)による改正前の職業訓練法による専修職業訓練校若しくは高等職業訓練校」に改める。

第三号中「第八十三条による」を「による専修学校又は」に改める。

第八号中「実業学校教員養成規程」を「旧実業学校教員養成規程」に改め、「の規定」を削り、同号を第十三号とする。

第七号中「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)」に改め、同号を第十二号とする。

第六号中「第三十一条」を「(昭和二十九年法律第六十四号)」に改め、「土木工学校教室」を「本科教育課程理工学専攻建設環境工学科」に改め、同号を第十一号とする。

第五号中「日本国有鉄道組織規程第四十八条」を「旧日本国有鉄道組織規程(昭和三十三年日本国有鉄道公示第一号)」に改め、同号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 平成四年改正法による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校において、特別高等訓練課程、専門訓練課程若しくは専門課程の建築科の課程又は専門課程の建設科の課程を修めて卒業した者
 第四号中「職業訓練法第十七条」を「平成四年改正法による改正前の職業能力開発促進法」に改め、「長期指導訓練課程」の下に「若しくは長期課程」を、「の課程」の下に「又は長期課程の建築工学科の課程」を加え、同号を第八号とし、同号の前に次の四号を加える。

四 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において、長期課程の建築システム工学科の課程を修めて卒業した者、応用課程の居住・建築システム技術系建築施工システム技術科の課程を修めて卒業した者(職業能力開発総合大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程又は職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程若しくは専門課程の居住システム系建築科の課程を修めて卒業した者に限る。)又は専門課程の居住システム系建築科の課程を修めて卒業した者

五 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校において、長期課程の建築工学科の課程を修めて卒業した者
 六 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校において、応用課程の居住・建築システム技術系建築施工システム技術科の課程を修めて卒業した者(職業能力開発総合大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程又は職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程若しくは専門課程の居住システム系建築科の課程を修めて卒業した者に限る。)又は専門課程の居住システム系建築科の課程若しくは専門課程の居住システム系建築科の課程を修めて卒業した者

七 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校において専門課程の居住システム系建築科の課程又は専門課程の居住システム系建築科の課程を修めて卒業した者
 第十三号の次に次の一号を加える。

十四 その他知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者 (建築指導課)

公 告

公告第六百十号

給与システム入力データ変換業務(データエントリー業務)委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十三年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 件名及び予定数量 給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）一式

(一) 一般データエントリー 九万六千件

(二) 例月給与 五百件

(三) 給与口座管理 七百件

2 業務の様態等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十一年一月五日から同年三月三十一日まで

4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 一般データ（二バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。）及び日本語データ（一バイト文字と二バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。）の平均文字数をそれぞれ六十八文字及び四十八文字として、一日当たり、一般データを一万件以上又は日本語データを千件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する場合、午前九時に七千件の入力データを受け取り、その日の午後四時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年十一月二十八日（金）から同年十二月五日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで

2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県総務部人事総室人事課
電話〇二四―五二―一七〇七

四 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年十二月五日（金）午後五時三十分まで必着とする。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十年十二月十五日（月）午前九時三十分

2 場所 福島県庁西庁舎四階総務部人事総室人事課分室一（福島県福島市杉妻町二番十六号）

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の三以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの契約金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 入札書には、一の1の(一)から(三)までの項目ごとにそれぞれ一件ごとの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額のそれぞれが予定価格の制限の範囲内である者であって、一の1の(一)から(三)までの項目ごとの入札金額にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

3 契約書作成の要否

要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(人事課)

公告第六百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、南棚塩地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十年七月十八日完了したので公告する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)